

学校における 新型コロナウイルス感染拡大防止 ガイドライン

(第11版)

はじめに	・・・ 1
1 基本的な感染拡大防止	・・・ 2
2 感染拡大防止を踏まえた熱中症対策	・・・ <u>7</u>
3 児童生徒の健康管理について	・・・ <u>9</u>
4 教職員の勤務について	・・・ <u>12</u>
5 陽性者等発生時の対応について	・・・ <u>15</u>
6 校内の清掃・消毒について	・・・ <u>18</u>
7 校内体制の確認について	・・・ <u>20</u>
8 児童生徒等に対する正しい知識等の指導	・・・ <u>21</u>
9 給食および昼食時について	・・・ <u>25</u>
10 部活動の実施について	・・・ <u>26</u>
11 その他	・・・ <u>28</u>
本ガイドラインに関する連絡先	・・・ <u>29</u>

令和 4年 10月 4日版

松戸市教育委員会

はじめに

令和2年5月18日、千葉県教育委員会より「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン」が示され、各校の実態に応じた「学校における新型コロナウイルスの感染および感染拡大防止」の取組みを進めていくことが求められました。

松戸市においては、県内他市町村と比較しても、感染者数が多くなっていることや東京都と隣接していること等、市としての実態も考慮し、学校再開に向け、感染拡大防止を徹底する必要があり、松戸市独自のガイドラインを作成いたしました。

また、本ガイドラインは、コロナ禍における児童生徒の安心安全な学校生活と持続的な教育を受ける権利の保障を目指し、基本的な感染拡大防止対策を継続的に実施することで、学校における感染及びその拡大を可能な限り低減するための指針として示しています。

そのため、新型コロナウイルス感染拡大に伴う国、千葉県からの情報やその動向、松戸市の状況やその対応、最新の知見、新たに発生する変異株の特徴等をもとに、適宜、加除修正をし、更新を行っています。

令和2年5月22日に第一版を発行したのち、学校教育活動の継続と児童生徒及び教職員の安心安全に向け、これまでに数度の改訂を行っており、このガイドラインを活用しながらの感染拡大防止の取組みは、すでに2年が経過しました。

この間、医療機関や保健所の対応の改善、ワクチン接種等が進んではおりますが、未だ出口の見えない状況と言えます。

さらに、第6波では、これまでにない感染状況となり、その波は、児童生徒に達し、多くの感染者が発生しました。学校においても、学級内での感染者が複数となるこれまでになかったケースも出ており、感染リスクの高い活動を控えるなどの措置を講じてきました。

学校は、児童生徒等が集団生活を営む場であるため、感染の拡大が生じる危険性を念頭に置き、より安心安全な場所であるために、継続した基本的な感染拡大防止の取組みが必要となりますが、出口が見えないからこそ、その取組みと同時に、多くの教育活動について、見直し、工夫をすることで、様々な制限下においてもその正常化を図っていくことが重要です。

第7波では、第6波を上回る感染拡大状況となり、全国的に感染者数の最大値を更新する状況が続きましたが、社会、経済活動の制限はなく、陽性者や濃厚接触者の療養期間や待機期間が見直され短縮となるなど、オミクロン株の特性を考慮した対応となりました。また、熱中症防止を優先とした感染拡大防止対策についても引き続き実施してきたところです。

学校においては、コロナ禍における学校教育目標達成に向け、工夫した学習活動や学校行事の展開、児童生徒の健康安全を第一にした感染拡大防止の取組み等、感染リスクの低減を図るとともに、地域・学校の実態や変異株の特徴等を踏まえた感染拡大防止対策と教育活動の両立に取り組んでいただいております。

引き続き、これらの対応を進めていただくため、本ガイドラインを活用し、各学校の実態に応じた学校教育活動における感染拡大防止の取組みと様々な教育活動との両立を進めていくようお願いいたします。

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

令和4年10月4日版

1 基本的な感染拡大防止

学校における感染拡大防止で重要となるのは、「健康観察をすること」「密にならないこと」「手洗いをすること」「換気をする」「消毒をすること」です。

これまでの児童生徒の感染拡大の状況を見ますと、誰にでもどこでも感染のリスクがあり、学校による感染拡大防止対策（以降、「対策」）が、家庭や地域の感染状況にもつながります。

また、学校は、児童生徒等が集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合は、感染が拡大しやすく、教育活動にも大きな影響を及ぼします。

そのため、学校においては、感染を拡大させないための行動（基本的な対策）を重視してきました。「新しい生活習慣」も2年以上が経過し、定着してきたところではありますが、地域や学校の実態、変異株の特徴等による焦点化した対策を進めることで、児童生徒の健康や安全、心への影響等を踏まえた適切な教育活動を実施する必要があります。

さらに、適宜、家庭・地域へ啓発し、理解を深めていくことで、家庭・地域とも連携した取り組みを目指すことも重要です。

(1) 3密（密閉、密集、密接）にならないよう配慮する。

①十分な換気を行う。

◎留意点 ○2方向（対角）の窓や扉を開ける。

・全ての窓を開放する必要はない。

※引き違い窓の外側は、開けないようにする。

・窓や扉は、全開にする必要はない。

○窓や扉の開け閉めや開放する際の安全に留意する。

○サーキュレーターや扇風機、換気扇等を活用する。

○上部の小窓や廊下側のらん間を開ける。

○エアコン使用時も換気を必要とするが、外気温との関係で、窓を閉めてエアコンを使用せざるを得ない場合は、定期的に窓を開放し十分換気する。

※新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための換気の徹底及びその効果的な実施について
(令和4年9月2日付文部科学省事務連絡)

②教室の座席の配慮をする。

- ◎留意点 ○座席間は、児童生徒との間を、可能な範囲で配慮する。
- 個々の児童生徒の机は独立させて配置する。
- 座席を使用しない場合も、可能な範囲で身体的距離を確保する。
- 座席を対面とする場合は、座席間の距離や配置、パーテーションの設置等の対策を施し、会話を控える、マスクを着用する等の配慮をする。

③教育活動を継続して進めるために、学習や活動の内容や方法、時期や場所を工夫した対策を行い、児童生徒の健やかな学びを保証する。

- ◎留意点 ○接触、密集、近距離の活動は、通常の活動よりも留意した対策を行う。
- 学習や活動中の声の大きさや方向等、発声の仕方への指導を行う。
- 発表や話し合い活動等での向かい合っでの発声は、マスクを着用する、身体的距離を確保する等の対策を施す。
- グループ活動を行う際は、マスクを着用する、身体的距離を確保する等の対策を行うようにする。
- グループ活動は、回数や時間を工夫して実施する。
 - 例 ・連続した活動は、15分程度とする。
 - ・窓の開け方や方向等、換気に留意する。
- 教材を共用する場合は、使用前後での手洗いをさせる。
- 感染リスクが高まると考えられる学習活動では、教科の特性に応じた対策を付加して行う。
 - 例 ・音楽科 歌唱指導は、窓の開け方や方向等、換気に留意する。
 - ・体育・保健体育科 多様な学習活動を実施するため、指導内容や方法、時期、場所等を工夫する。
 - ・理科 実験器具を共有するときは、事前事後の手洗いを徹底する。
 - ・家庭科 調理実習は、班の人数を絞り、調理実習後の会食は、給食の対応と同様とする。
 - ・これらの活動では、窓の開閉だけでなく、サーキュレーターや扇風機、換気扇等を活用し、空気が入れ替わるよう配慮する。

※スポーツ庁「コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/jsa_00001.htm

※スポーツ庁「家庭での体育、保健体育の学習コンテンツ参考例」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/jsa_00027.htm

④登下校時の対策や昇降口等で密集化しないための工夫をする。

- ◎留意点 ○登下校時は、マスクを外すようながす。

- 会話を伴う場合は、マスクを着用するよう指導する。
- やむを得ない場合を除き、直行直帰するよう指導する。

⑤休憩時間の過ごし方に留意する。

- ◎留意点 ○適宜、窓を開け、換気をする。
- 活動後の手洗いを徹底させる。
- 外遊びは、マスクを外すよううながす。
- 密になる場合や会話を伴う場合は、マスクを着用するよう指導する。
- トイレの使用の仕方、流しの使用の仕方を工夫し、密にならないようにさせる。
- 密状態を避けるため、教室から一旦離れるなど感染拡大防止行動を心掛けさせる。

⑥集会等の学級や学年が混在した活動は、次の条件を付加して実施する。

- ◎条件 ○身体的距離を1m程度とし、マスクを着用させる。
- 屋内の場合、窓・ドア等を開け、十分換気する。
- 十分な換気ができない場所では、サーキュレーターや扇風機、換気扇等を活用し、空気が入れ替わるよう配慮する。

☆1 感染状況による対策

【レベル2】

- 特に、次に明記する学習活動等は、可能な限りの対策を行った上で実施する。
 - ・接触、密集、近距離の活動等、感染リスクの高い学習活動は、リスクの低い活動から行うよう指導計画を工夫する。また、実施する際は、時間、回数、場所等の工夫を行う。
 - ・集会活動は、人数、時間等を絞って実施する。
 - ・教材を共有するときは、必要に応じて消毒を行う。

【レベル3】

- 特に、次に明記する学習活動は、原則、実施しない。
 - ・接触、密集、近距離の活動等、対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は、行わない。指導計画を入れ替える等の措置を行う。
 - ・教材の共用は原則しないようにする。どうしても使用しなければならない場合は、必ず消毒して使用するようにする。
 - ・集会等の学級や学年が混在する活動は、行わない。
 - ・可能な範囲で、登下校の時間や休憩時間帯を分散させ、昇降口や流し、トイレ等の混雑がないような工夫を行う。

(2) 手洗いうがいを徹底する。

- ◎留意点
- 石鹸による手洗いをを行う。
 - ・泡ハンドソープを活用する。
 - 必要に応じてうがいをさせる。
 - ・うがいや洗口をする場合は、近くに人がいないことを確認するよう指導する。
 - 登校後（教室に入る前）、トイレ使用后、共用の教材・教具の使用前後、昼食の前後等、こまめな手洗いをを行う。
 - 手洗い指導を複数回行い、徹底を図る。
 - 手指用アルコール消毒は、流水での手洗いができない場合に補助的に使用するものとする。

(3) マスクの着脱、咳エチケットの指導を徹底する。

◎留意点 ①学校教育活動においては、場合や場面に応じたマスクの着脱をうながすこととする。

○マスクを外すことをうながす場面

- ・熱中症等の健康被害が発生する恐れのある場合
- ・体育、休み時間等の外遊び、部活動における運動時
- ・屋外において、身体的距離が確保できている場合及び会話を伴わない場合（登下校時等も同様とする。）
- ・屋内において、換気ができ、十分な身体的距離が確保できている場合

②マスクは正確に着用させる。

- 「鼻が出ている」「顎にかけている」「サイズが合わない」「ゴムがゆるい」等は正確な着用とは言えない。

③マスクは色柄や形状等を求めない。（飛沫感染防止には、不織布マスクが望ましい。）

④体育時は、指導者および見学者はマスク着用とする。ただし、身体的距離が取れる場合、自身が身体へのリスクを感じる場合は、これに限らない。また、見学者は日陰に入る等、熱中症予防の対策をとる。

⑤音楽時は、管楽器の演奏時以外は、マスクを着用する。（合唱等の活動時を含む。）

⑥登校時にマスクを外してくる場合は、マスクを持参させる。

- ・着用の場面では、マスクが着用できるよう準備させる。

⑦「マスクができない」又は「マスクが外せない」等の児童生徒への配慮をする。

⑧感染拡大期等、感染状況によっては、「着用を通常とする」対応とする。

※学校生活における児童生徒等のマスクの着用について

(令和4年5月24日付文部科学省事務連絡)

※マスク着用に関するリーフレットについて

(令和4年5月25日付文部科学省事務連絡)

※夏季における児童生徒のマスク着用について

(令和4年6月10日付文部科学省事務連絡)

※今後の教育活動における感染症拡大防止対応（主にマスクに関する事項）について

(令和4年6月1日付松戸市教育委員会保護者通知)

- (4) 学校や家庭における健康観察を徹底する。検温忘れへの対応を行う。
【「3 児童生徒の健康管理について」に記載】
- (5) 教職員は、自身の健康管理や対策に努める。管理職は、職員の健康管理を行う。
【「4 職員の勤務について」に記載】
- (6) 保護者及び外部関係者の健康観察を適切に行う。
◎留意点 ①来校者の健康状態を確認し、発熱や風邪症状がある場合は来校を控えてもらう。
○原則、健康チェックシートの提出は不要とし、検温、健康状況の確認のみとする。
・検温等については、サーマル体温計カメラ等を活用する。
・学校行事や部活動の大会等、不特定多数の来校がある場合は、健康チェックシートを活用する場合もある。
・健康チェックシートは、これに代わるものも可とする。
②来校者は、校内で活動する場合、3密を避け、マスクを着用するなど、安全な行動に努める。
③来校者は、児童生徒や教職員と接触する場合、学校の指示に従う。
④学校は、保護者等の滞在について、感染リスクを考慮した適切な時間を設定する。
⑤外部関係団体は、各ガイドラインに従い適切に実施する。
- (7) 児童生徒のフィジカルディスタンス（身体的距離）への意識や「新しい生活様式（熱中症防止対策を含む）」の習慣化、他者への思いやりをはぐくむ教育活動を実践する。
【「8 児童生徒等に対する正しい知識等の指導」に記載】
- (8) 学校医・学校歯科医・学校薬剤師等と連携し、保健管理体制を整える。

- (9) 家庭や地域と連携し、継続した取組みとするために、情報の発信や啓発を行い、家庭や地域の理解と協力を得る。
- (10) 教育活動全般を通じ、適切な清掃活動により環境を整え、的確な消毒活動により、衛生を良好に保つよう努める。【「6 校内の清掃・消毒について」に記載】
- (11) 対策が長期化していることに伴う児童生徒の心のケアや職員のメンタルヘルズに配慮する。
- (12) すでにワクチンを接種した教職員や児童生徒においても、本ガイドラインに記述のある基本的な対策を継続する。
- ◎留意点 ○ワクチンの接種の有無を要件とした参加及び活動の制限は行わない。
 - ワクチンの接種は任意のものであることを理解し、正確で適切な知識を基にした、発達段階に応じた指導を行う。

2 感染拡大防止をふまえた熱中症対策

(1) 熱中症への対応を優先とする。

- 熱中症等の健康被害が発生する可能性がある場合、気温、湿度や暑さ指数（WBGT値）が高い場合には、マスクを外すようながす。
 - ・「換気ができている環境」「身体的距離が確保できている状況」等の条件が整えられない場面では、会話を控えさせる。

(2) 実際の天気や気温、湿度や暑さ指数（WBGT値）等の気象条件や児童生徒の体力、健康状況等の実態を踏まえ、無理のない範囲で体を動かす等、暑さに慣れさせる手だてを講じる。

- コロナ禍における生活で、体力が低下していることを踏まえる。

(3) マスクの着用が日常的になっているので、計画的でこまめな水分補給をさせる。

- 教師の指示により、定期的に、水分補給をさせる。
 - ・マスクの着用時は、のどや口の渇きが感じにくくなるということを踏まえる。
- 個人の判断で、水分補給ができるよう指導する。
 - ・個々に水筒を準備させる。個々に管理させる。
 - ・休憩中の水分補給は飛沫飛散防止のため、給食時と同様に、会話を控え、各自で行う。

(4) エアコンによる教室内の温度調節を適宜行う。

- 換気の方法に留意する。

- (5) 通常時においても、登下校等、屋外において、人との距離が十分にとれている場合は、マスクを外すよう指導する。マスクを外した際は、会話を控えることについても指導をする。また、自己判断が難しい年齢の児童には、積極的に声をかけるようにする。
- (6) 児童生徒本人が暑さで息苦しさを感じた時は、「換気ができている環境」「身体的距離が確保できている状況」等を、自ら判断し、マスクを外すなど着用についての工夫や会話を控える等の対策ができる児童生徒の育成を図る。
- (7) 家庭生活も含めた「バランスのとれた食事」「適度な運動」「十分な休養・睡眠」を心掛けさせる指導を行う。
・朝食の欠食、睡眠不足、体調不良等の生活習慣おける課題は、家庭の協力も得るようにする。
- (8) 特に、(5)～(7)については、学校での指導のみならず、家庭や地域にも啓発し、協力を得るようにする。
- (9) 「熱中症警戒アラート」発令時は、感染拡大防止下においても、「積極的な熱中症予防行動」をとる。
○換気ができ、周囲との距離が十分確保できている場ではマスクを外す。
・上の場面が整えられずマスクを外すときは、会話を控える。
○マスク着用の場合は、健康観察を徹底し、常に注意喚起をする。また、一時的にマスクを外しての休憩をとる。
○のどが渇いていなくても、こまめな水分補給を行うよう促す。
- (10) 熱中症リスクの高い場面や屋外においては、教職員も、児童生徒と同様にマスクを外すようにする。
○教職員も、自身の熱中症防止に心掛ける。
○児童生徒への指導においては、熱中症が命に関わる重大な問題であることとその危険性を適切に指導するために、職員が率先してマスクを外すようにする。
○保護者等に対しても理解・協力を求める。

※夏季における児童生徒のマスクの着用について

(令和4年6月10日付文部科学省事務連絡)

※新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた熱中症予防について

(令和4年6月21日付厚生労働省・環境省事務連絡)

3 児童生徒の健康管理について

- (1) 家庭と連携し、登校前の毎朝の健康観察を実施する。
- 学校施設内における感染拡大を防止する一番の対策は、健康観察となることから、児童生徒、職員への注意喚起のみならず、その重要性への理解と協力が得られるよう常に、家庭への啓発や情報提供を行う。
 - 原則、健康観察カードの提出は不要とし、家庭において検温、風邪症状（発熱、せき、のどの痛み、だるさ、息苦しさ、筋肉痛・関節痛等）の確認をする。
 - ・健康観察カードの活用は、これに代わるものも可とする。
 - 学校及び家庭による児童生徒の健康観察を適切に実施する。
 - ・家庭における毎日の体温測定の徹底をお願いし、学校での検温体制を整え、場合により、学校による検温も行う。
 - 同居人においても検温、体調管理に取り組んでもらう。
 - 本人に、発熱、風邪の症状等がある場合は、登校を控えさせ、自宅での休養を徹底させる。
 - 本人に、濃厚接触者の特定や感染の疑いがある場合等は、登校を控えさせる。
 - ・要件及び注意事項を満たす限りにおいて、登校が可能となるが、規定期間の感染防止対策と健康観察の徹底をお願いする。
 - 同居人が濃厚接触者となり、かつ風邪症状等がある場合は、登校を控えさせる。
- (2) 登校後の体調の変化に留意する。
- 教室での健康観察は、児童生徒の表情を確認する上で、必要に応じて、マスクを外させて確認する。その際、会話は控えるようにする。
 - 発熱、風邪の症状が見られる場合は、マスクの着用をうながす。
 - 登校後の児童生徒に発熱、風邪の症状が見られた場合は、保護者に連絡を取り、安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養させる。その際、医療機関の受診についても促すようにする。
 - 学校にとどまるケースについては、他の者との接触を可能な限り避ける。
 - ・マスクを着用させ、保健室等（個室）で待機させる。
 - ・複数人いる場合は、一人一人の距離を取って待機させる。
 - ・公共交通機関の利用は避けるよう伝える。
 - 発熱および風邪の症状が見られた児童生徒と同様の症状がないか、同学級や近接学級、同部活動の児童生徒の状況を確認する。
 - 集会や体育の前の健康観察に、サーマル体温計カメラを活用する。
- (3) 本人及び同居人に、風邪や発熱等の症状がある場合は、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関にすぐに相談するよう家庭に連絡する。

- 児童生徒の場合、のどの痛みや咳等の比較的軽い症状での感染例も多いことから、少しでも体調面に不安がある場合は、医療機関等に相談するようにする。
- かかりつけ医等の地域で身近な医療機関がない場合は、自宅近くの発熱外来を実施している医療機関に相談する。また、近くに発熱外来を実施している医療機関がない場合は、「千葉県発熱相談コールセンター」等に相談する。

※「B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）

令和4年7月22日一部改正

令和4年7月30日一部改正

※新型コロナウイルスへの感染が確認された者及び濃厚接触者への対応について
(令和4年8月1日文部科学省事務連絡)

※「発熱患者等の相談・診療・検査の流れ」及び

「県内の発熱外来指定医療機関」（千葉県ホームページ）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/hatsunetsu.html>

※「千葉県新型コロナウイルス感染症検査キット配付」「陽性者登録センター」

（千葉県ホームページ）

https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kenkoufukushi/test_distribute_and_register_positive.html

- (4) ワクチンを接種した後、身体に異常を感じたり、体調不良が続いたりする場合は、「千葉県新型コロナワクチン副反応等専門相談窓口」または医療機関に相談するよう家庭に伝える。
- (5) 児童生徒が感染者・濃厚接触者等になった場合は、適切に対応する。
【「5 陽性者及び濃厚接触者等発生時の保護者・学校・関係機関の対応について」に記載】
- (6) 児童生徒の出席停止等の取扱いについて

<p>学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止</p> <p>○校長は、新型コロナウイルス感染症にかかっている、かかっている疑いがある、又は、かかるおそれのある児童生徒等があるときは、学校保健安全法に定める第一種感染</p>	<p>○感染が判明した者</p> <p>○感染者の濃厚接触者に特定された者</p> <p>○発熱等、風邪症状がみられる者</p> <p>○保健所や医師より、自宅待機等を求められた者</p> <p>○海外から帰国し、自宅等での待機を要請された者</p> <p>○新型コロナワクチン接種に伴う発熱や風邪症状等がみられる者</p>
--	--

症として、治癒するまで出席を停止させることができる。	○同居人が濃厚接触者となり、さらに発熱症状等がある場合
「災害変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合	○医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでない判断された場合 ○感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合。 ○新型コロナワクチンの接種を受ける場合

○上記の場合、欠席扱いとならない。

(7) 児童生徒が登校可となる例

○次で、登校可となる場合でも、家庭内における感染防止対策を徹底して上で、登校するようお願いする。

だれが	どうなっている	登校○×
児童生徒本人が	陽性	登校 × ・保健所や医師等の指示、 <u>定められた期間に従う。(療養期間)</u>
	濃厚接触者	登校 × ・保健所や医師等の指示、 <u>定められた期間に従う。(待機期間)</u> ・要件及び注意事項により登校できる場合がある。
	風邪や発熱症状 (ワクチン副反応を含む)	登校 ×
	PCR検査等受検	登校 × (結果が出るまで) <u>※感染の恐れがある場合の検査</u>
	結果、陰性 <u>(医療機関等の受診が困難な場合、抗原定性検査キット可)</u>	登校 ○
同居人が (家族が)	陽性 (児童生徒は濃厚接触者)	登校 × ・保健所の指示に従ってください。
	濃厚接触者 (無症状)	登校 ○
	濃厚接触者 (症状有)	登校 ×

	PCR検査等受検 (抗原定性検査キット盒)	登校 ○
	結果、陽性	登校 ×
	風邪や発熱症状がある (ワクチン副反応を含む)	登校 ○

※登校できる場合でも、感染拡大に不安がある場合は、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止として扱うことも可能とする。

※登校不可（出席停止）となってしまった場合及びその後の登校を再開する場合に、検査結果の証明や陰性証明等（医療機関や保健所が発行する証明書等）を学校へ提出する必要はない。

☆2 感染状況による対策

【レベル3】

○次の条件の場合も、児童生徒は自宅療養とし、出席停止とする。

- ・同居人に発熱、風邪の症状がある場合（ワクチン接種後の発熱を含む）
- ・同居人が濃厚接触者となった場合
- ・同居人がPCR検査等を受ける場合

4 教職員の勤務について

(1) 各自体調管理に努め、毎朝の健康観察を実施する。

○学校施設における感染拡大を防止する一番の対策が、健康観察となることから、その重要性への共通認識と理解、職場内における協力体制を整える。

○児童生徒と日々接する立場として、日頃より体調管理に努める。職場はもとより、職場外でも感染予防の徹底に努める。

- ・職場外においては、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に、集団で集まることを避けるなど、感染防止の意識を高くもつようにする。

○原則、健康観察カード（職員用）の提出は不要とするが、毎朝自宅で検温し、体調管理を行う。

- ・健康観察カードの活用は、これに代わるものも可とする。

○教職員の執務室においては、対面の教職員だけでなく、特に背中合わせになる教職員や隣り合っている教職員との会話の際の距離や時間に留意する。

○本人及び同居人に、発熱、風邪の症状がある場合や感染の疑いがある場合は、可能な限り、医療機関を受診する。

○本人に、発熱、風邪の症状等がある場合は、出勤を控えさせ、自宅での休養を徹底させる。

- 本人に、濃厚接触者の特定や感染の疑いがある場合等は、出勤を控えさせる。
 - ・要件及び注意事項を満たす限りにおいて、出勤が可能となる場合があるが、規定期間の対策と健康観察の徹底をする。
- 同居人が濃厚接触者となり、かつ風邪症状等がある場合は、出勤を控えさせる。
- 出勤後に、発熱、風邪等の症状が見られた場合は、児童生徒同様、速やかに帰宅し、医療機関を受診する。
- 教職員が、PCR検査等を受検する際は、管理職に報告をする。
 - (検査の予定が分かっている場合は、受検3日前には報告する。)
- 教職員が自宅待機および感染者または濃厚接触者となった場合を想定しておく。
- 急遽出勤できなくなることを想定し、教職員間での情報交換を日頃から行うようにする。
- 休みを取得しやすい職場環境づくりに努める。
- 妊娠中の教職員に配慮する。

※ 『妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針』の一部改正について（通知）（令和2年5月18日付教職218号）
 ※厚生労働省「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10653.html

(2) 学校内での密集を避ける。

- 職員室等の業務を行う室内での密集を避け、換気の工夫や会話の方法等、教職員間での対策を徹底する。
- 教職員は、感染予防行動に心掛けて教育活動に当たる。
 - ・フェイスシールドやマウスシールド等は、マスクの補助具として活用する。
 - ※濃厚接触者の定義は「手で触れることのできる距離で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった者」としているが、フェイスシールドやマウスシールドのみの場合は、「必要な感染予防策」に当てはまらない。そのため、それぞれの役割や利点を踏まえ、補助的に使用するのが望ましい。
 - ・マスクは、正確に着用し、児童生徒の手本となるよう心掛ける。
 - ※「鼻が出ている」「顎にかけている」「サイズが合わない」「ゴムがゆるい」等は正確な着用と言えない。
 - ※教職員は、指導の際、会話を伴う場面が多いことから、特に、飛沫感染防止効果の高い不織布マスクの着用が望ましい。
 - ・マスクの着脱をうながす指導を行う際には、児童生徒の範となるよう教職員のマスクの着脱にも留意する。(教職員の着脱も、児童生徒に準ずる。)

(3) 教職員が感染者・濃厚接触者等になった場合は、適切に対応する。

【「5 陽性者及び濃厚接触者等発生時の保護者・学校・関係機関の対応について」に記載】

◎留意点

○教職員が濃厚接触者となった場合において、定められた要件を満たし、注意事項を厳守することにより、抗原定性検査キット等を使用した検査において陰性の場合、学校長の管理のもと、勤務することができる。

・一定期間は、検温等など自身による健康状態の確認やマスク着用等の感染対策を必要とする。

○出勤不可となってしまった場合及びその後の出勤を再開する場合に、検査結果の証明や陰性証明等（医療機関や保健所が発行する証明書等）を提出する必要はない。

☆3 感染状況による対策

【レベル2】

○15分以上の至近距離での会話や長時間の会議は行わない。

【レベル3】

○次の条件の場合も、出勤を控えさせる。

- ・同居人に発熱、風邪の症状がある場合（ワクチン接種後の発熱を含む）
- ・同居人が濃厚接触者となった場合
- ・同居人がPCR検査等を受ける場合

※「B1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」

（令和4年7月26日付教保体第601号）

※「保育園、幼稚園、小学校等の教員である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」 （令和4年7月26日付厚生労働省事務連絡【一部改正】）

※「新型コロナウイルスへの感染が確認された者及び濃厚接触者への対応について」 （令和4年8月1日付文部科学省事務連絡）

※「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し」 （令和4年9月7日付厚生労働省事務連絡）

※「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し等を内容とする『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』の変更について」

（令和4年9月9日付文部科学省事務連絡）

5 陽性者及び濃厚接触者等発生時の保護者・学校・関係機関の対応について

(1) 連絡体制の概要

① 保護者→学校

○第一報 保護者は、学校に連絡を入れる。

- ・児童生徒（教職員も含む）が感染した場合や濃厚接触者となった場合等、児童生徒（教職員を含む）の欠席にかかわる場合に、学校に知らせるよう、事前に保護者に依頼する。

・児童生徒（教職員も含む）が感染した場合は、保護者より、状況等の聞き取りを行う。

- ・通常の欠席連絡同様、平日の学校開始時刻から終了時刻の間を目安として、連絡をするようお願いをする。（学校により時刻を設定する。）
- ・長期休業等についても同様の条件で報告をお願いする。

② 学校→松戸市教育委員会学務課学校保健担当室（以下、学校保健担当室）

○陽性の場合は、保護者からの聞き取り内容を報告する。

・報告は、児童生徒教職員本人が陽性であった場合とする。

○陽性者の学校教育活動における行動歴を確認し、学校教育活動内での濃厚接触者の候補者（感染リスクの高い者：以下同様）の有無を決定し、※1「新型コロナウイルス感染症陽性報告」及び「濃厚接触者候補者リスト」の提出をする。

・マスクを着用していない事のみをもって一律に濃厚接触者の候補者と特定するのではなく、周辺の環境や接触の状況等、個々の状況から感染性を総合的に判断する。

※1 「新型コロナウイルス感染症陽性報告」「濃厚接触者候補者リスト」は、濃厚接触者の候補者がいる場合に提出となります。

○学校より報告のあった陽性者報告及び「新型コロナウイルス感染症陽性報告」をもとに、必要な対応について教育委員会内及び学校と協議する。

- ・学校からの報告により、学校と教育委員会で濃厚接触者の候補者の特定を協議する。
- ・学校の実態や感染状況等を踏まえ、学校と教育委員会で閉鎖等の協議をする。
- ・候補者の特定により、学校が「濃厚接触者候補者リスト」の作成を行う。また、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を行う。

③ 学校保健担当室（学校の場合もある）

→松戸健康福祉センター松戸保健所（以下、松戸保健所）

○新型コロナウイルス発生時提出基本書類及び「濃厚接触者候補者リスト」を、学校保健担当室（学校の場合もある）から松戸保健所へ提出する場合がある。

④ 学校→保護者

○濃厚接触者の候補者の特定により、濃厚接触者と同様の期間の自宅待機（不要不急の外出を控える）をお願いします。

⑤ 学校における消毒を実施する。【「6 校内の清掃・消毒について」に記載】

(2) 児童生徒・職員及び学校の対応

① 本人が陽性者となった場合の対応

ア 児童生徒・職員について

○本人は、治癒するまで出席停止または出勤停止となる。

○療養期間を経て、出席・出勤が可能となるが、規定期間の感染防止対策と健康観察の徹底を必要とする。【「3 児童生徒の健康管理」参照】
・証明書等の提出は必要ない。

イ 学校について

○本人の登校、出勤の状況で、以下により、学級閉鎖等となる場合がある。

・同一学級等の集団で、複数の陽性者が確認され、陽性者の他に風邪等の症状を有する者が複数いる等の感染拡大の恐れがある場合

・学校による濃厚接触者の候補者の特定があった場合

○同一学級等の集団で、複数の感染が確認された場合であっても、感染経路に関連がない場合や集団内での感染が広がっているおそれがない場合は、学級閉鎖とはならない。

○集団により、学年閉鎖あるいは休校及び部活動停止等とする場合もある。

○閉鎖期間は、概ね数日～最大5日程度とする。

・ウイルスの特性や感染状況等で、期間が変更される場合がある。

○解除は、要件が満たされた後、判断する。

・要件は、感染の拡大が見られない、濃厚接触者の候補者の特定がない等とする。

② 本人が濃厚接触者となった場合の対応

ア 児童生徒・職員について

○本人は、出席停止または出勤停止となる。

○待機期間を経て、出席・出勤が可能となる。【「3 児童生徒の健康管理」参照】
・証明書等の提出は必要ない。

○要件及び注意事項を満たす限りにおいて、登校や出勤が可能となる場合があるが、規定期間の感染防止対策と健康観察の徹底を必要とする。

イ 学校について

○すぐに学級閉鎖等の措置をとることはしないが、その後、児童生徒・職員が、陽性者になった場合は、状況により①と同様の扱いとする。

③ 同居人が濃厚接触者となった場合

ア 児童生徒・職員について

(ア) 濃厚接触者となった同居人に、発熱や風邪等の症状がある。

○本人は、出席停止または出勤停止となる。

(イ) 濃厚接触者となった同居人に、発熱や風邪等の症状がない。

○本人には、影響が及ばない。

・家庭において、十分な健康観察をし、登校・出勤する。

・家庭内での十分な感染拡大防止対策をお願いする。

・発熱や風邪の症状等が少しでもあらわれる場合は、登校・出勤を控えるようにする。

イ 学校について

○すぐに学級閉鎖等の措置をとることはしないが、その後、児童生徒・職員が、陽性者になった場合は、状況により①と同様の扱いとする。

④ 本人に感染の疑いがある場合

ア 児童生徒・職員について

○本人は、出席停止または出勤停止となる。

※要件を満たした時点で出席停止・出勤停止解除となる。

イ 学校について

○すぐに学級閉鎖等の措置をとることはしないが、その後、児童生徒・職員が、陽性者になった場合は、状況により①と同様の扱いとする。

※「感染拡大地域における濃厚接触者の特定等の協力について」

(令和3年6月17日 文部科学省事務連絡)

※「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合

の対応ガイドラインの送付について」(令和3年8月27日 文部科学省事務連絡)

※「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について」

(令和4年3月30日付 教安第1592号)

※「B1.1.529系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」

(令和4年7月22日 一部改正 厚生労働省事務連絡)

※千葉県における濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査について

(令和4年7月22日 改訂 千葉県)

※「新型コロナウイルスへの感染が確認された者及び濃厚接触者への対応について」

(令和4年8月1日 文部科学省事務連絡)

☆4 感染状況による対策

【レベル3】

(2) 児童生徒・職員及び学校の対応

① 本人が陽性者となった場合の対応

イ 学校について

- 本人の登校、出勤の状況により、学級閉鎖等とする。
- 閉鎖期間を最大7日間程度とする。
 - ・陽性となった児童生徒と他の児童の最終接触日を0とし、原則3日間の期間とする。
 - ・閉鎖以降に陽性となる児童生徒がいる場合、さらに3日間程度閉鎖する。
 - ・変異株の特性により、閉鎖期間の最大日数が変更される場合がある。

② 本人が濃厚接触者となり症状がある場合の対応

イ 学校について

- 本人の登校、出勤の状況により、学級閉鎖等とする。
- 閉鎖期間を最大7日間程度とする。
 - ・陽性となった児童生徒と他の児童の最終接触日を0とし、原則3日間の期間とする。
 - ・閉鎖以降に陽性となる児童生徒がいる場合、さらに3日間程度閉鎖する。
 - ・変異株の特性により、閉鎖期間の最大日数が変更される場合がある。

(3) 保護者及び児童生徒への連絡

- 閉鎖や閉鎖の継続、閉鎖解除等の場合、保護者へ、学校より速やかにメール等にて通知をする。
- 引き渡しでの下校になる場合には、適切な下校時刻を決め、保護者にメールで通知する。
- 閉鎖に入る前に、閉鎖中の健康観察や学習課題等について、児童生徒に連絡する。
- 閉鎖とならないケースでも、保護者にメール等にて、注意喚起を行うようにする。

6 校内の清掃・消毒について

(1) 日常の清掃

- 清掃等により、清潔な空間を作り出すことが、健康増進に寄与し、感染拡大防止につながることを児童生徒に理解させる。
- 清掃活動は、感染拡大防止措置を行った上で、実施する。
 - ・換気、マスク着用、密を防ぐ、必要に応じて共用物の消毒をする等
 - ・ごみの回収、流し掃除、トイレ掃除等は、必要に応じて、手袋を使用する。

- ・共同での作業となる場合は、児童生徒の新しい生活様式の定着度、発達段階等の児童生徒の状況および感染拡大防止措置等を総合的に判断し、時間や方法を決める。

- 清掃後は、必ず、石けんで手を洗う。
- 家庭用洗剤を用いた拭き掃除は、消毒に代替することもできる。
- トイレ掃除を児童生徒が行う場合は、感染拡大防止措置について十分指導し、発達段階に応じ適切に実施させる。

(2) 日常の消毒

- 多くの児童生徒等が手を触れる箇所や共用物は、必要に応じて消毒する。
例) ドアノブ、手すり、スイッチ、蛇口、流水レバー、共用物等
・過度な消毒にならないよう留意する。
- 共用物の使用前後に手洗いが徹底されている場合は、使用都度の消毒は不要である。
- 次亜塩素酸水を活用する。これまで使用してきた次亜塩素酸ナトリウムや家庭用洗剤(新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの)等も併用して利用する。
 - ・管理は、児童生徒の手が届かないところにする。
- 消毒を児童生徒が行う場合は、職員の指導の下、行うようにする。発達段階及び使用物品等を考慮し、安全指導・安全対策を徹底する。
 - ・消毒終了後は、手洗いをさせる。
 - ・換気、マスク着用、手袋使用等、感染防止対策を講じる。
 - ・消毒に使用するものは、経済産業省や厚生労働省等が公表している資料や取り扱い説明を確認の上、教師が準備する。

※『厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

☆5 感染状況による対策

【レベル3】

- 発熱、風邪の症状等を訴え、帰宅する児童がいる場合は、必要に応じて、当該児童の動線を踏まえた消毒を行う。
- 感染リスクが高くなっていると判断する場合は、児童生徒の清掃活動、消毒作業は行わせないようにする。

7 校内体制の確認について

(1) 対策本部等の設置

○学校全体で対策に取り組む体制、学校の規模や職員構成に応じた対策本部を設置する。
対策本部は、適切な教育活動が継続的に実施できるよう計画し実践する。

○緊急事態宣言等、感染拡大が懸念される期間においては、陽性者発生時に学校が対応することが増えるため、特定の教職員にのみ過度な負担がかからないよう配慮するため、管理職の指示に基づき対策本部で組織的に対応する。

・役割

平 時 : 感染対策の検討・実施、児童生徒等及び教職員の健康状況確認
感染者等発生時 : 対応の総括・指示、教育委員会や保健所との連絡、情報発信等

・設置例

例1 既存の委員会や防災組織等を利用して設置

例2 基本メンバーと対応内容によるメンバーの増員

例3 対策本部と小チーム設置

※小チーム例

保健衛生チーム : 感染対策の指導・徹底、健康状況の集約、体調不良時の対応に係る体制整備等

生徒支援チーム : 健康状況確認の指揮、差別・偏見・いじめ防止、児童生徒の心のケア等

教 務 チーム : 時間割・日課の作成、授業形態の検討、学習内容の精選等

消 毒 チーム : 日常的な消毒・緊急時の消毒の計画、消毒用物品の準備、役割分担等

(2) 連絡体制の確認

○関係機関への連絡

・松戸保健所、松戸市教育委員会、学校医等の緊急連絡先を共有する。

○職員への連絡

・分散時の連絡体制を維持し、連絡メール等を活用し、休日や夜間等連絡方法を明確にする。

・職員本人が陽性者となった時の休日及び夜間をふくめた連絡体制の確認をしておく。

○保護者・児童生徒への連絡

・学校ホームページ、メール、電話、訪問等、連絡体制を随時、確認し、更新する。

・特に、電話連絡や訪問が必要な場合は、人手を要するので、役割分担の配置の仕方を工夫する。

(3) 学校版BCPの策定

- 教育活動の継続に向け、学校によるBCP（事業継続計画）を作成する。
 - ・学習活動、生徒指導、保健安全、外部との連携、組織編制等を観点にその実施内容を計画する。

8 児童生徒に対する正しい知識等の指導

児童生徒等が、新型コロナウイルス感染症及びその感染予防対策について正しい知識を身に付け、自ら感染のリスクを避ける行動をとることができるよう、発達段階に応じた適切な指導を行う。また、季節や環境の違いを踏まえた感染予防対策への工夫ができるようにする。

(1) 感染拡大防止に向けた内容の指導

- 新型コロナウイルス感染症を正しく理解させ、感染リスクを自ら判断し、基本的な感染拡大防止行動を継続して行えるようにする。

- 感染拡大防止において意識させたい主なポイント

<主なポイント>

- ・ウイルスを含む飛沫が、目、鼻、口の粘膜に付着するのを防ぐこと。
- ・ウイルスが付着した手で、目、鼻、口の粘膜に接触するのを防ぐこと。

- 手洗いは接触感染を予防するのに効果があるが、正しい方法で行わないと予防にならないこと。

<6つの手洗いのタイミング>

- ・外から教室に入るとき
- ・せきやくしゃみ、鼻をかんだとき
- ・給食（昼食）の前後
- ・掃除の後
- ・トイレの後
- ・共有のものを触ったとき

- 飛沫感染を防ぐためにも、3つの咳エチケットを実践すること。

<3つの咳エチケット>

- ・マスクを着用する。（口・鼻を覆う。）
- ・マスクがないときは、ティッシュやハンカチで口・鼻を覆う。
- ・マスクがなく、とっさの時は袖で口・鼻を覆う。

- 適切なマスクの着脱が段階的にできるよう、場面に応じたマスクの着脱をうながす指導をする。

・マスクをつけること、外すことの意味を理解させる。

・マスクの着用をうながす場面と外すことをうながす場面を指導することにより、それぞれの場面における判断ができるようにする。

- ・マスクの着脱についての指導の際は、強要することのないよう留意し、その対応は家庭と連携して行うようにする。
- ・「マスクができない」又は「マスクが外せない」等の児童生徒がいることへの理解を図る。

<具体的な指導の場面>

マスク着用をうながす場面	マスクを外すことをうながす場面
<ul style="list-style-type: none"> ○療養期間、待機期間後の決められた期間 ○屋内において、他者と十分な身体的距離が取れない場合 ○屋外において、他者との距離が取れず会話を伴う場合 ○会話を伴う場合 ○体調不良時 <p>【具体的な指導の場面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ活動 ・対面での発表、話し合い活動 ・集会等の学級や学年が混在した活動 ・音楽の学習、合唱を伴う活動 ・食事後に会話をする場合 ・配膳を行う場合 ・清掃時、共用物の消毒時 ・登下校や休憩時に会話を伴う場合 ・部活動等における集団での食事や移動 ・公共交通機関の利用 ・外部からの来校者（校内での活動） 	<ul style="list-style-type: none"> ○熱中症等、健康被害が発生する恐れのある場合 ○体育、休み時間等の活動時、部活動における運動時 ○屋内において、換気ができ、十分な身体的距離が確保できている場合 ○屋外において、他者と距離が取れる場合 ○屋外において、会話を伴わない場合 <p>【具体的な指導の場面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱中症アラート発令時やWBGT値が高い時、暑さを感じる時 ・体育時、その他の運動時 ・休み時間の密にならない外遊び ・部活動等の運動時 ・登下校 ・自身が身体へのリスクを感じる際 ・教室での健康観察時 ・マスクを外す場面の設定時

※それぞれの場面が同時に生じる場合は、「熱中症等、健康被害が発生する恐れのある場合」を最優先とし、それ以外は、「マスク着用をうながす場面」を優先とする。

※感染拡大期等、感染状況によっては、「着用を通常とする」指導を行う。

※「マスクの着用について」（厚生労働省）

https://www.whlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html

※「屋外におけるマスク着脱の実践例について」（千葉県）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/okugaimasuku.html>

※「今後の教育活動における感染症防止対応（主にマスクに関する事項）について」

（令和4年6月1日 松戸市教育委員会）

○新型コロナウイルス感染症を正しく理解させ、感染リスクを自ら判断し、基本的な感染拡大防止行動を継続して行えるようにする。

(2) 個人として意識させる内容の指導

- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「密閉」「密集」「密接」しないようにする。
- SNSで氾濫しているうわさや流行、誤った情報に惑わされないよう注意する。
- 心配なことがあったら、一人で抱え込まずに、周囲の人に相談する。
- マスクをしている、マスクをしていない、咳をしている、登校時の検温で熱がある、学校で体調不良となった、医師の指示や家庭の配慮で出席を控えている、欠席が長期となっているなどの児童生徒やその家族への偏見や差別が生じないように、いじめ、誹謗中傷などの対象とならないよう、正確で適切な知識を基にした、発達段階に応じた指導を行う。
- ワクチンの接種は、生徒及び保護者の意思で接種の判断を行うこと、身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること等から、その判断は尊重されるべきであり、接種の有無による、児童生徒やその家族への偏見や差別が生じないように、いじめ、誹謗中傷などの対象とならないよう、正確で適切な知識を基にした、発達段階に応じた指導を行う。

<ワクチン接種に係る指導事項>

- ・ワクチン接種をしたかどうか、無理に聞かないこと
- ・ワクチン接種をしようとしている人に、接種をやめるよう言わないこと
- ・ワクチン接種をしていない人に、接種を無理強いしないこと。
- ・ワクチン接種をしたこと、していないことを理由にした、仲間外れやいじめは絶対にしないこと。

※「新型コロナワクチンQ&A」(厚生労働省)

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/>

※「新型コロナワクチンの接種に係るいじめの防止について」

別添リーフレット「新型コロナワクチン接種による

児童生徒へのいじめの防止について」

(令和3年9月16日教児生第273号、教安第818号通知)

- 感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないこと。

※新型コロナウイルス感染拡大防止児童生徒指導資料

「自分の命は自分で守る」(松戸市教育委員会)

※『新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～』（令和4年3月改訂 文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.html

※「やってみよう 新型コロナウイルス感染症対策みんなのできること」
(配信動画)

※「感染しない、感染しても慌てない新型コロナの基礎知識」

(令和3年9月 松戸市健康福祉政策課)

https://www.city.matsudo.chiba.jp/kenko_fukushi/kansenshou/COVID-19keihatusassi.html

※新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクト

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html#project

※「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う人権尊重緊急宣言」

(令和2年8月 松戸市)

https://www.city.matsudo.chiba.jp/kurashi/jinken_danjo/jinken/20200801koronajinken.html

※新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止に向けて

(文部科学省・文部科学大臣メッセージ)

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00013.html

(3) 「新しい生活様式」の習慣化

- 児童生徒の新しい生活様式の習慣化には、児童生徒の指導のみならず、地域・家庭等の協力を得ながら、学校全体として取り組む。
- 放送や掲示物等を活用し、日常生活の中で意識化を図る。
- 臨時休校や長期休業中の家庭や地域における感染対策への指導を行う。

※新型コロナウイルス感染症対策「スマートライフのために」

<https://corona.go.jp/prevention/>

(4) 健康の維持と心のケア

- 感染症を予防するには、バランスの取れた食事、適度な運動、十分な休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効である。
- 感染症を予防するためにできることをしっかりやっていくことが大切であり、自分の生活や体調を振り返り行動することが、感染拡大防止にもつながる。
- 学級担任や養護教諭を中心に、きめ細やかな健康観察や健康相談の実施等により、児童生徒の状況を的確に把握する。併せて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による支援を行い、心のケアに適切に取り組む。

○児童生徒の心のケアは、関係教職員や関係機関が組織的に対応する。また、相談窓口（「24時間子供相談ダイヤル」や「SNS相談窓口」等）を周知する。

※「小学校、中学校及び高等学校に等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について（令和3年8月20日文科科学省事務連絡）別添2『児童生徒の主な相談窓口一覧』】

※「孤独・孤立対策ウェブサイト～あなたはひとりじゃない～」

（内閣官房孤独・孤立対策担当室）

<https://notalone-cas.go.jp>

9 給食および昼食時について

【目的】新型コロナウイルス感染拡大防止のため、感染予防策を行ったうえで、通常の給食を提供する。

（1）給食・昼食時の留意点（学校全体で共通理解のもと取り組む）

○給食当番の児童は、白衣・帽子、マスクを着用する。

○職員も配膳に参加し、職員は、エプロン、バンダナ、マスクを着用する。

・フェイスシールド、マウスシールドのみの着用は避けること。短時間、少人数で配膳ができるような献立とする。

○給食時における配膳台や児童生徒用机を消毒する際は、発達段階を考慮し、安全指導を徹底した上で児童生徒が行うこともできる。消毒終了後は、手洗いをする。

○箸・スプーンは、給食室で用意する。

○配膳は、食器具（パンばさみ・トング等）を使用する。

（2）給食時間の感染予防対策をする。

○消毒については、新型コロナウイルス感染拡大防止に加えて、ノロウイルス感染症等の食中毒防止の観点から、次亜塩素酸ナトリウムを使用する。

○配膳を行う職員及び児童生徒等は、準備の前に、手洗いの徹底、マスクの着用を確認する。また、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装、手指の消毒等、配膳が可能であるかの点検を確実に行う。

○教室内の換気をする。

○食事前の手洗いを徹底する。（流しが混まないよう人数に留意する。）

○会食時に向かい合わせにする場合は、座席配置を工夫したり、ついたてを設けたりする。

・職員は、「机上についたてをする」等の感染拡大防止対策をとるようにする。

○会食中の会話は控える。会話をする場合は、マスクを着用する。

○感染拡大の不安から、学校から提供される給食を希望しない児童生徒への配慮を行う。（箸、スプーン等の持参も含む）

○後片付けの後も手洗いをする。

10 部活動の実施について

- (1) 部活動は、集団感染や広域的な感染につながる可能性があることを踏まえ、学校生活同様、基本的な感染対策を徹底して実施する。
- 活動前の健康観察を徹底し、部ごとに、児童生徒の欠席状況や健康状況の把握を行う。場合により、学校での検温を実施する。
 - 運動の場面、熱中症等の健康被害が予想される場面では、マスクを外すことをうながす。
 - 活動前後の手洗い・消毒、換気、運動時以外で近距離での活動や会話を伴う活動等のマスク着用等を徹底するとともに、大勢が密集しないよう工夫する。
 - 更衣室等の密になりやすい場所では、一斉での使用を避け、着替え等のやむを得ない場合を除き、マスクの着用を徹底する。マスクを外す際は、会話をしない、短時間で行う等の指導をする。
 - 集団での移動の際は、屋外においても、身体的距離が確保できない、会話を伴う等の場合はマスクの着用について指導する。
 - 下校時は、密集を避ける手立てを講じるとともに、やむを得ない場合を除き、直行直帰するよう指導する。
 - 部活動ごとに、競技や種目の特性、練習や活動の内容、教科指導上の留意点等を踏まえた感染拡大防止対策を講じる。
・競技団体等から出されている「感染拡大防止ガイドライン」やリーフレット等についても参考にする。
 - 準備や後始末等の際は、密にならないよう集団での活動を避け、できる限り短時間で行えるよう工夫する。また、児童生徒だけでの活動にならないよう留意する。
 - 活動中は大きな声や向かい合わせでの会話、応援は行わない。
 - 用具を共用する際は、前後で必ず手を洗わせる。
 - 飲食を行う場合は、給食時と同じ感染拡大防止対策を講じる。
 - 大会等へ参加する場合は、大会主催団体等が提示するガイドラインや感染拡大防止対策を確認し、その対応に則って対策をとる。
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止をふまえた安全で効果的な部活動を実施するために、「中学校部活動再開ガイドライン」に沿って、適切に実施する。
- 教職員及び児童生徒実態や保護者・地域等の状況等を踏まえ、共通理解を図った上で実施する。
 - 生徒の体力や技能、気力の低下等を踏まえ、段階的な活動計画を立てる。
- (3) 「松戸市運動部活動 指導の指針」及び「松戸市文化部活動のためのガイドライン」を踏まえ、各校の実態に応じた部活動運営を行う。

【「中学校部活動再開ガイドライン」令和4年4月改訂版（松戸市教育委員会）】

【「松戸市立中学校6月22日からの音楽系部活動再開に当たって」

（学習指導課）】

【「松戸市運動部活動 指導の指針」（松戸市教育委員会）】

【「松戸市文化部活動のためのガイドライン」（松戸市教育委員会）】

(4) 小学校における部活動は、新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた安全で効果的な部活動を実施するために、「小学校部活動再開ガイドライン」に沿って適切に実施する。

【「小学校部活動再開ガイドライン」令和4年4月改訂版（松戸市教育委員会）】

(5) 小学校における部活動は、学校及び地域の感染状況等から判断し、児童の実態に応じて段階的に実施する。その際、「松戸市運動部活動 指導の指針（小学校版）」及び「松戸市文化部活動のためのガイドライン（小学校版）」を踏まえ、各校の実態に応じた部活動運営を行う。

【「松戸市運動部活動 指導の指針（小学校版）」（松戸市教育委員会）】

【「松戸市文化部活動のためのガイドライン（小学校版）」（松戸市教育委員会）】

☆6 感染状況による対策

【レベル2・3】

- 相手と組み合う活動、身体接触や人と人が接近するような活動は行わないよう努める。（レベル3では、行わないようにする。）
- 運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用する。
（呼気の激しくならない軽微な運動の場面の着用も考えられる。）
- 活動停止措置や時間、内容、方法等の活動の制限、対外活動・大会参加の制限等を実施する。（感染状況に応じた通知等を参照する。）
- 特に、オフ・シーズンとなる部活動については、活動日数や活動時間、活動内容を減らすなど、感染リスクの軽減に努める。

1.1 その他

- 外部からの来校者については、マスク着用、手洗いや手指消毒、検温、体調の確認等の協力をお願いし、対策の徹底を図る。
- 外部からの来校者については、場合により、健康チェックカードの記入をお願いすることも想定される。
- 健康観察カードの保管は不要となる。ただし、回収したものについては、所定の廃棄方法で処分する。
- 「感染状況による対策」に記載のある「レベル」については、※4「新たなレベル分類の考え方」によるものとする。

※4 「新たなレベル分類の考え方」について

- 本ガイドラインに示しているレベル分類は次によるものとなる。
- 「新たなレベル分類の考え方」（新型コロナウイルス感染症対策分科会）

【令和3年11月8日】より

レベル	状況
レベル0（感染者0レベル）	・新規陽性者数ゼロを維持できている状況
レベル1（維持すべきレベル）	・安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況
レベル2 （警戒を強化すべきレベル）	・新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じ始めているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況
レベル3 （対策を強化すべきレベル）	・一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療の必要な人への適切な対応ができなくなると判断された状況
レベル4（避けたいレベル）	・一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況
レベルの公開について ○千葉県により、現在のレベル及びレベルの移行の状況を公開する。	

- ※ 「新たなレベル分類の考え方」（新型コロナウイルス感染症対策分科会）
- ※ 『「新たなレベル分類の考え方」によるレベル移行に係る指標の設定について』
「新型コロナウイルス感染症に関する情報」

（千葉県：千葉県ホームページ）

本ガイドラインに関する連絡先

- 学校教育全般にかかわる感染拡大予防対策、学校行事に関する事
児童生徒の出席、学校の休校・閉鎖等に関する事、教職員に関する事
学務課 047-366-7457
- 教科指導・学習指導に関する事、部活動に関する事
学習指導課 047-366-7458
- 健康観察、保健衛生、健康の維持に関する事
学務課学校保健担当室 047-366-7459
- 生徒指導・教育相談・心のケアに関する事
児童生徒課 047-366-7461
- 学校給食に関する事
学校財務課学校給食担当室 047-366-7463

※ 内容により担当課がまたがっている場合もございますので、連絡をいただいたのち、他の担当課をご案内することもあります。ご了承ください。